

# ワールドトラベル 20th Anniversary

# 世界遺産仏教遺跡巡り

# 魅惑のスリランカ浪漫紀行8日間

**228,800**F

成田空港発着

出発日

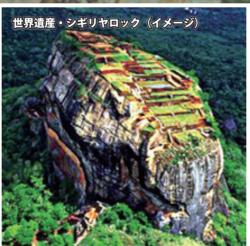
2014年 **11/22(土)、12/20(土)** 2015年

1/24(土)、2/14(土),3/21(土)

シギリヤロック内画・シギリヤレディ

上記料金は大人お1人様2名1室ご利用の場合の旅行代金







## ●旅行企画・主催



観光庁長官登録旅行業第1546号 日本旅行業協会(JATA)正会員

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: **022-232-8051** FAX: **022-232-8085** 

## 旅行条件

最少催行人数 10名様 食 事 朝6回・昼6回・夕6回(機内食を除く) 利用航空会社 スリランカ航空UL(エコノミークラス) [ネコンボ] カタマラビーチホテル 利用予定ホテル [ダンブラ] アマヤ・レイク [キャンディ] シリンカ リゾート&スパー [コロンボ] ガラダリホテル [ゴール] クローゼンパーグ 又は同等クラスホテル 添乗員 成田空港より添乗員が全行程同行いたします。

1人部屋追加代金: 39,000円 (6泊)

※上記代金に加え、成田空港税、現地空港税、国際航空保険、国際燃油サーチャージを 別途請求させていただきます。

# 魅惑のスリランカ浪漫紀行 8日間

日程	地名	現地	交通	スケジュール		食事	Į.
程		時間	機関		朝	昼	夕
	成田	13:15		出国手続きの後、スリランカ航空にて、空路コロンボへ			機
1	コロンボ ネゴンボ	19:40	専用車	着後、ネゴンボへ向かいます			1356
	イコノ小	夜		到着後、ホテルへ 【ネゴンポ 泊】			内
	ネゴンボ	 朝		ホテルにて朝食			Н
	, ,,	午前	専用車	スリランカの最古の都「アヌラダプーラ」へ向かいます			
				昼食は地元レストランにてお楽しみください			
2	アヌラダプーラ	午後		到着後、ホテルへ【世界遺産】アヌラダプーラ観光へご案内			
-				*スリーマハー菩提樹、イスルムニア精舎			
	ダンブラ	夕刻		その後、ダンブラへ向かいます 夕食はホテルにてお召し上がりください			
	,,,,,	<i>9 2</i> 0					
	ダンブラ	朝		ホテルにて朝食			
				【世界遺産】シギリヤと、【世界遺産】ポロンナルワ観光へご案内			
3	シギリヤ	終日	専用車	*神秘の岩山「シギリヤロック」へご案内			
	ポロンナルワ			* 涅槃像、立像、座像の 3 仏像、ガル・ヴィハール、宮殿跡など			
	ダンブラ			夕食はホテルにてお召し上がりください 【ダンプラ 泊】			
		 朝		ホテルにて朝食			
	ダンブラ	午前	専用車	自然の洞窟を利用した黄金院「ダンブラ石窟」観光へ			
4				マータレー経由、キャンディへ向かいます。途中、スパイスガーデン訪問			
4		午後		着後、【世界遺産】キャンディ観光へご案内*仏歯寺、ベラデニア植物園、王宮			$  \cup  $
	キャンディ	<b>←</b> ±1		跡、市場ファイヤーウォークなどのキャンディ民族舞踊鑑賞			
	キャンディ	<u>夕刻</u> 朝		【キャンディ 泊】   ホテルにて朝食			Н
	ヌワラエリア	刊	   専用車	ホテルにて新展  ヌワラエリア経由、コロンボへ 途中、紅茶畑と紅茶工場訪問			
5	コロンボ	夕刻	37.5	着後、ホテルへ			$  \bigcirc  $
				【コロンボ泊】			
		朝	+==	ホテルにて朝食			
6	ヌワラエリヤ ゴール	午前 午後	専用車	専用車にて、ゴールへ  ゴール観光: 「 <mark>ゴール博物館</mark> 」見学		0	
	<i>⊐−1v</i>	十恆		コール観元・  <b>コール  </b> 専物語]			
	ゴール	朝		ホテルにて朝食			H
	ベンドータ		専用車	ベントータ経由、コロンボへ 途中、ガラパタ・ヴィハーラ見学			
	コロンボ	午後		着後、コロンボ市内観光*ヴィハーラ・マハー、デヴィ公園、ジャヤワルダナ記念			
7				館、ゴール・フェイス・グリーンタ			$ \bigcirc $
	コロンボ	23:59	 	食後、空港へ向かいます。 出国手続き後、思い出を胸に一路帰国の途へ			
	コロノか	23.33	ULHJH関				
8	成田	午前			機		М
0				着後、解散となります ~お疲れ様でした~	内		

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります

# 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。 旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面です。 旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となりま す。

■募集型企画旅行契約 この旅行は、株式会社ワールドトラベル(観光庁長客登録旅行業第1546号 以下「当社」 といいます。) か企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募 集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。 ■旅行の申し込みと旅行契約の成立 所定の旅行申込者に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申 し込みください、旅行契約は、当社が契約を産謎し、申込金を愛領した時に成立します。 申込金は旅行代金、取消金または進約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

	区 分	申込金(お1人様)
	旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
	旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
	旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

画航行代金のお支払い方法 開発行代金のお支払い方法 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払 いただきます。以降のお申し込みの場合と、旅行開始目前の当社が指定して表示した金 譲を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これを加・減算した額をいい ます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。 画航行代金に含まれるもの

■航行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金 (記載のない限り、エコノミークラス利用)。
(2) 旅行日程に記載した宿泊料金・食事料金・観光料金 (ガイド料・入場料) およびこれらに付随する税・サービス料金 (パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊と基準とします)。
(3) お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金 (原則としてお1人様20kg以内) また一郎の空港、駅、港、ホアルなどでボーターの人数が少ない場合や、いない等の理由により お客様自身で運搬していただくことがあります。

(4) 団代行動中のチップ(5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用

### ■旅行代金に含まれないもの

- 以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 前項に記したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
  (1) 超過手荷納料金
  (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その 他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等
  (3) 渡航手続関係諸費用
  (4) 希望者のみ参加されるオプションナルツアー (別途料金の小旅行) 代金
  (5) 日本国内の空港施設使用料
  (6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
  (7) 傷害・疾病に関する医療費等
  (8) 海外旅行保険料 (任意保険)

### 渡航手続料金

①出入国記録書類を当社で作成するとき・・・・1人につき4,000円 ②旅券申請書類の作成代行をするとき・・・・・1人につき4,000円 イ. 各当該料金に合算して申し受けます。 ロ. お客様に自身が各手続きを行われる時は、料金をいただきません

各国査証代および予防接種料金・・・・・・・・・・実費

### ■旅行契約の解除

mintフェデング PRM お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが できます。なお、解除期日とは、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除す る旨を申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)			
[1]旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで([2]~[4]に掲げる場合を除く)				
[2]旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで([3]・[4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%			
[3]旅行開始日の前々日以降([4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%			
[4]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%			
注:「ピーク時」とは、旅行開始日が12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31といいます。				

■旅行保証

TRHALL 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、

(1) 当社は、バンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合 旅行代金の1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、寡 集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補属金の額が1,000円未満のとき および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。 (2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見算金を支払います。 **課社の責任および免責事項** 当社は当社または手配代行者が放意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損 害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき 日から起算して二十一日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき 十五万円と限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。 但し、次のような場合は原則そして責任を負いません。天災、地変、戦乱、暴動、運送宿 沿期間の事故の変更もしくは中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由 行動中の事故、食中毒、盗難等。 **個本者様の** 

お客様の交替に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にて お名前のご変更が受けできる場合に限ります。なお、ご出発日、コースの変更につきまし てはお取消料と同額になります。

■その他 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。 お申し込みの際とパスポート記載のを前が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことが あります。正確なお名前でご契約をしていただきます。出発間際に名前の訂正等のお申し 出があった場合は、手配内容の変更に採わる諸費用を申し受けます。

